

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月8日
【会社名】	アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社
【英訳名】	Accounting SaaS Japan Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森崎利直
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目20番13号
【電話番号】	03(5366)1515
【事務連絡者氏名】	財務部課長 和田弘史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目20番13号
【電話番号】	03(5366)1515
【事務連絡者氏名】	財務部課長 和田弘史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60株（注1）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります（注2）。なお、単元株制度は採用しておりません。

（注）1. 本件第三者割当増資は、平成25年3月7日（木）開催の取締役決議によっております。

2. 当社の発行する全部の株式は、定款で会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得については代表取締役の承認を要します。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	60	3,000,000	1,500,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	60	3,000,000	1,500,000

（注）1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
50,000	25,000	1株	自平成25年3月24日 至平成25年3月25日	1株につき 50,000	平成25年3月27日

（注）1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込み、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額を払い込むものとします。

5. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 申込証拠金には利息をつけません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社 総務部	東京都新宿区新宿一丁目20番13号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,000,000	290,500	2,709,500

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の内容は、登記費用及び有価証券届出書作成費用になります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,709千円につきましては、平成25年4月～平成26年10月にかけて開発を予定しているソフトウェア（税務会計システム）の開発費用の支払に全額充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
ソフトウェア（税務会計システム） 当社会員の会計事務所向けに提供するシステム（注）	2,709	平成25年4月～5月

(注) 資産税申告書システムは、当社の会員である会計事務所が顧問先の資産税申告を受託する際に使用するシステムです。当該資産税申告書システムの開発における外注費総額は10,800千円となっております。

なお、設備計画の内容につきましては、本有価証券届出書提出日現在（ただし、投資予定金額の既支払金額については、平成25年1月31日現在）以下のとおりとなっております。

## 重要な設備の新設等

平成25年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都新宿区)	会計事務所向け事業	ソフトウェア (標準開発)	180,200	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年10月
		ソフトウェア (財務開発)	60,540	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
		ソフトウェア (税務会計システム)	64,725	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
		ソフトウェア (付帯開発)	7,320	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
合計			312,785	-	-	-	-

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2 上記投資額には、研究開発費の金額を含んでおります。  
3 上記「投資予定金額」、「資金調達方法」の下線箇所今回新規発行による手取金を充当いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	氏名	森崎 利直
	住所	神奈川県横浜市青葉区
	職業の内容	当社役員
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	410株
	人事関係	当社代表取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されました。このような背景の中で、当社取締役は設立の目的等を勘案し、経営基盤強化を図るために割当先として当社代表取締役森崎利直を選定いたしました。

なお、当社代表取締役森崎利直は、当社の設立発起人で、設立以来当社の筆頭株主であるとともに代表取締役の任にあり、過去31回の第三者割当増資により相対的に低下した出資比率を高め、経営基盤強化を図るべく割当予定先として選定しております。

#### d. 割り当てようとする株式の数

森崎 利直 当社普通株式 60株

#### e. 株券等の保有方針

当社は割当予定先が取得する予定の株式については譲渡を制限しており、譲渡に当たっては代表取締役の承認が必要となっておりますが、割当予定先である当社代表取締役森崎利直は、当社株式の保有方針について、更なる経営基盤強化の目的から、長期継続的に保有する意向であることを口頭により受けております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

本件の第三者割当による新株式の発行に係る払込みについては、割当予定先より自己資金を充当する旨の報告を受けており、払込期日に全額払い込むことの確約を口頭でいただいております。また、払込資金については、割当予定先の預金残高を確認した結果、当社は割当予定先が払込みに要する財産を保有していると判断致しました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関（日経メディア マーケティング株式会社）のデータ（全国新聞紙・地方新聞紙56紙他を対象）を過去に遡って個別に検索調査したところ、当該割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係はないことを確認いたしました。

上記に加え、森崎利直氏は当社の設立発起人で、設立以来当社の筆頭株主であるとともに代表取締役の任にあります。このような客観的事実から、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式の発行により割当予定先が取得する予定の株式については定款において譲渡を制限しており、譲渡に当たっては代表取締役の承認が必要となります。

3【発行条件に関する事項】

本新株式1株の発行価格は50,000円といたしました。当社は非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、また、システム構築中であること等を考慮して第三者評価機関である株式会社エスネットワークス（所在地：東京都港区赤坂2-17-22、資本金1億円、代表者 公認会計士・税理士 須原伸太郎）に当社の株式価値の評価を依頼し、株式価値評価報告書を取得しております。同社は、企業価値評価の手法であるDCF法を用いて当社の株式1株あたり株価を算定しました。

企業価値評価の方法には、DCF法の他に類似公開会社および時価純資産額法が考えられますが、各評価方法を株式会社エスネットワークスは各々下記のように評価いたしました。

(1) 類似公開会社法は、公開している類似会社の株価に基づく倍率を算定し、当該倍率に関連した評価対象会社の財務数値に当該倍率を乗じることにより、評価を算定する方法であります。当社は主として会計事務所および顧問先企業向けのシステムの企画・開発、サービスの提供を主な事業としており、評価基準日においてビジネスの内容が類似もしくは近似している公開会社が少数であるため、本手法は採用いたしませんでした。

(2) 時価純資産額法は、全ての資産項目の公正な時価と全ての負債項目の時価を個々に評価し、その差額である時価ベースの純資産を株主価値とする評価方法であります。時価純資産額法は、将来利益が評価に反映されず、営業権等の無形資産の評価で主観性が介入する余地があり、かつ、これまで当社が大きな設備投資を行っておらず資産規模が小さいため、資産・負債の時価と簿価を評価に反映する本手法を採用する意義は乏しいと考えられ、本手法は採用いたしませんでした。

これらに対し、DCF法は、企業が一定期間に獲得するであろう資金（キャッシュ・フロー）を適切な割引率によって現在価値に還元したものを評価額とする手法であるため、評価方法に選定いたしました。

なお、具体的な選定理由は以下のとおりであります。

- (1) 会社の営む事業を対象とした利益計画を基礎とすることにより、実態に近い個別の株式価値評価が可能であるため。
- (2) 営業の将来性を加味することができ、時間的なリスクについても評価要素に加えることが可能であるため多角的な視野に立った評価が可能と考えられるため。
- (3) キャッシュ・フローに基づいて算定されるため、会計上の利益のように将来の会計処理の変更による影響を受けないため。

以上の理由から、DCF法により当社の株式価値の評価を行い、その結果、算定された算定価値（1株当たり47,490円から63,925円）（平成24年11月16日算定）および設立後31回実施した第三者割当増資における発行価格がいずれも1株当たり50,000円であることを勘案し、本新株式1株の払込金額を50,000円と致しました。また、その算定根拠および価格の合理性につきましては、当社が監査役を選任していないことから、当社顧問弁護士の森利明氏に第三者評価機関からの「株式価値評価報告書」、評価の為の基礎データおよび第三者割当増資の過去実績等のデータを提出した結果、募集株式の払込金額の算定手続きは適法であり、上記発行価格につき、第三者評価機関が算定した算定価値の範囲内に入っていること、および設立後31回実施した第三者割当増資における発行価格がいずれも1株当たり50,000円であることから同払込金額が会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」ではないものと思料する、との意見書を得ております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
森崎 利直	神奈川県横浜市青葉区	410	2.96	470	3.37
小早川 隆幸	広島県広島市中区	240	1.73	240	1.72
株式会社アスリート	愛知県名古屋市中村区名駅5-27-13	220	1.59	220	1.58
菅原 秀一	東京都新宿区	140	1.01	140	1.01
檜田 満	東京都杉並区	120	0.86	120	0.86
石橋 元次	愛知県豊橋市	120	0.86	120	0.86
浅野 芳郎	岐阜県羽島市	110	0.79	110	0.79
田中 輝彦	山口県周南市	90	0.65	90	0.65
高瀬 清貴	愛媛県松山市	90	0.65	90	0.65
計		1,540	11.10	1,600	11.49

（注）1．上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月8日）現在の総議決権数13,870個であります。また、割当後の総議決権数は13,930個であります。

（注）2．所有株式数第10位にあたる80株を所有する株主の数が5名となっておりますので、上位9名のみ記載としております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の「第3期（自平成23年2月1日 至 平成24年1月31日）有価証券報告書及び第4期中間会計期間（自平成24年2月1日 至 平成24年7月31日）半期報告書」（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月8日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書（平成25年3月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第3期有価証券報告書に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成24年2月 1日 ~ 平成24年7月31日	50,750	512,000	50,750	181,500

（注）第三者割当による新株式発行によるものであり、払込日は平成24年5月31日であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成23年 2月 1日 (第3期) 至 平成24年 1月31日	平成24年4月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 自 平成24年 2月 1日 (第4期中) 至 平成24年 7月31日	平成24年10月29日 関東財務局長に提出

なお、上記種類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 4月28日

アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社  
代表取締役 森 崎 利 直 殿

### な ぎ さ 監 査 法 人

代 表 社 員  
業 務 執 行 社 員      公 認 会 計 士      山 根 武 夫

代 表 社 員  
業 務 執 行 社 員      公 認 会 計 士      西 井 博 生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 1 . 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年2月10日、同年3月31日、同年4月1日をそれぞれ払込期日として、第三者割当増資による新株式の発行を実施している。
- 2 . 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年4月8日において、同年4月28日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行について取締役の決議がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 4月26日

アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社  
代表取締役 森 崎 利 直 殿

### な ぎ さ 監 査 法 人

代 表 社 員  
業 務 執 行 社 員      公 認 会 計 士      山 根 武 夫

代 表 社 員  
業 務 執 行 社 員      公 認 会 計 士      西 井 博 生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成24年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載のとおり、会社は、創業以来、3期継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過の状態が継続しており、また、システム開発に必要な資金が不足する可能性も生じている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年2月28日において、同年4月30日を払込期日とする第1回無担保社債（少人数私募）の発行について、取締役の決議がなされている。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年4月26日において、同年5月16日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行について取締役の決議がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年10月29日

アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社

代表取締役 森崎利直 殿

なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西井 博生

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大平 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成24年2月1日から平成24年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社の平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年2月1日から平成24年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、創業以来、赤字を計上し、債務超過及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、また、システム開発に必要な資金が不足する可能性も生じている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年9月28日を払込期日として、第3回無担保社債（少数私募）を発行している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。